



交通機関を利用したいとき、
どの乗り物に乗ったら
いいかわからないので
職員に聞いたが、
わかるように
説明してくれなかった。

障害者差別解消法では、
「不当な差別的取扱い」と
「合理的配慮をしないこと」
が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」

例えば、「障害がある」という理由だけで
スポーツクラブに入れないこと、
アパートを貸してもらえないこと、
車いすだからといってお店に入れないことなどは、
障害のない人と違う扱いを受けているので、
「不当な差別的取扱い」であると考えられます。
ただし、他に方法がない場合などは、
「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」

聴覚障害のある人に声だけで話す、
視覚障害のある人に書類を渡すだけで読みあげない、
知的障害のある人にわかりやすく説明しないことは、
障害のない人にはきちんと情報を伝えているのに、
障害のある人には情報を伝えないことになります。
障害のある人が困っている時にその人の障害に合った
必要な工夫ややり方を相手に伝えて、
それを相手にしてもらおうことを合理的配慮といいます。
障害者差別解消法では、役所や会社・お店などが、
障害のある人に「合理的配慮をしないこと」も
差別となります。



役所の会議に呼ばれたので、
わかりやすく
説明してくれる人が
必要だと伝えていたが、
用意してもらえなかった。

役所と会社・お店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、
役所も会社・お店なども禁止されます。
役所は、必ず合理的配慮をしなければなりません。
しかし、会社・お店などは、障害のある人が困らない
ようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	しては いけない	しては いけない
合理的配慮	しなければ ならない	するように 努力

みんなの声を受けて、
障害者差別解消法ができました。

ただし、合理的配慮のために、例えば、
お金がかかりすぎたりすることもあります。
その場合、他の工夫ややり方を考えることになります。